

函館市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市（以下「市」という。）が行う学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 インターンシップは、学生に実践的な就業体験の機会を提供し、職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、原則として、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校、高等学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生または生徒（以下「学生等」という。）で、函館市在住、函館市出身または函館市職員採用試験を受験希望する者とする。

(実習生の受入手続および決定)

第4条 インターンシップにおける実習を希望する学生等が在籍する大学等の代表者（以下「大学等の代表者」という。）は、インターンシップ受入申込書（様式第1号）および該当する学生等のインターンシップ実習生調書（様式第2号）を函館市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

2 市長は、受入先の所属長と協議したうえで受入れの可否を決定し、インターンシップ受入可否決定通知書（様式第3号）により、大学等の代表者に通知するものとする。

(実習期間および実習時間)

第5条 実習期間は、原則として2週間以内で、大学等と協議のうえ定める期間とする。

2 実習生が実習を行う時間は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(経費の負担)

第6条 市は、実習生に対して、報酬、交通費その他実習に伴う経費の負担を行わない。

(誓約書等)

第7条 実習生は、誓約書（様式第4号）を事前に市長に提出しなければならない。

2 大学等の代表者は、実習生に対し、この誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

(協定書の締結)

第8条 市長および大学等の代表者は、インターンシップの実施に関し、この要綱に従い協定書（様式第5号）を作成し、各1通保有するものとする。

(服務等)

第9条 実習生は、大学等の学生の身分を保有し、市は実習生に対して、市の職員としての身分を付与しない。

2 実習生は、実習期間中は所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習時間中、市職員が遵守すべき法令、条例等ならびに受入部局の所属長および実習生の指導監督等を担当する職員（以下「指導者」という。）の指示等に従わなければならない。

4 実習生は、市の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

5 実習生は、病気等のため実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導者にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかにその旨を連絡するものとする。

（守秘義務）

第10条 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

（指導者、実習計画書）

第11条 実習生を受け入れる所属の所属長は、指導を担当する指導者を指名するものとする。

2 指導者は、実習の内容等をインターンシップ実習計画書に定めるものとする。

3 指導者は、大学等から実習結果等についての報告、証明を求められたときは、これを作成し、報告書等を提出するものとする。

（実習の中止）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

（1） 実習生が第9条または第10条の規定による服務、義務に従わないとき。

（2） 実習を継続することにより、市の業務に支障が生じ、またはそのおそれがあるとき。

（3） 実習の目的を達成することが困難であると認められるときその他実習を継続することが困難であるとき。

2 市長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

（実習中の事故に係る責任等）

第13条 大学等の代表者および実習生は、実習中の事故に備え、損害保険および賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意または過失により市に損害を与えたときは、大学等の代表者および実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。
- 3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等の代表者および実習生は、当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

函館市インターンシップ受入申込書

年 月 日

函 館 市 長 様

大学等名称

代表者職名・氏名

函館市インターンシップ実施要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 学生数 人

2 学生を推薦する理由

3 学生の氏名等

氏名	学部・学科等	学年	実習希望期間

4 その他（特記事項）

5 貴学担当者連絡先

所属・職・氏名：.....

所在地：(〒).....

電話：..... F A X :

E-mail:

函館市インターンシップ実習生調書

年 月 日

ふりがな 氏名				写 真 (縦40～45mm× 横30～35mm)
現住所	〒 -			
電話		携帯電話		
E-mail				
学校名等	学校名			
	学部名	学科・コース	専攻	学年
実習中の 居所 <small>※現住所と異なる場合</small>	〒 - (電話番号)			
大学等での 学習・研究 内容				
参加動機				
自己PR (資格等 を含む)				
実習希望 期間	月 日() ~ 月 日()の間で, ()日間			
実習希望 職場・理由	第1希望()部 ※希望があるときは, 課まで記載してください。 理由			
	第2希望()部 ※希望があるときは, 課まで記載してください。 理由			
	第3希望()部 ※希望があるときは, 課まで記載してください。 理由			
希望職場以外での実習希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
函館市との 関わり	①函館市在住 ②函館市出身 ③函館市職員採用試験を受験希望 <small>※該当するものに全て○をつけてください。</small>			

誓約書

私は、「函館市インターンシップ実施要綱」に基づき、以下の事項を守ることを誓います。

- 1 私は、実習期間中は、函館市職員の指示に従い、実習目的の達成に努めます。
- 2 私は、函館市の職務の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為はしません。
- 3 私は、実習により知り得た情報を実習中および実習終了後において一切外部に漏らしません。
- 4 私は、上記の事柄に反する行為をした場合は、函館市および被害を受けた第三者に対し、自らの責任において対応します。
- 5 私は、実習中の事故に備えて傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応します。

年 月 日

住 所
実習生 氏 名
大学等名称

函 館 市 長 様

(様式第5号)

函館市インターンシップ実施に関する協定書

函館市インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、函館市（以下「甲」という。）と〔大学等名称〕（以下「乙」という。）は、インターンシップ実施について、以下のとおり協定する。

(実習生の受入れ)

第1条 甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する学生を実習生として受け入れるものとする。

(実習生氏名、実習職場、実習期間および実習時間)

第2条 実習生の氏名、実習職場、実習期間および実習時間は、別表のとおりとする。

(経費の負担)

第3条 甲は、実習生に対して、報酬、交通費その他実習に伴う経費の負担を行わない。

(実習生の服務等)

第4条 実習生は、函館市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

2 実習生は、函館市の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

3 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

4 実習生は、第1項から前項までの規定を遵守するため、甲に対して要綱第7条に定める誓約書を事前に提出しなければならない。また、乙は、実習生に対し、この誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

5 甲は、実習生が第1項から第3項までの規定に反する行為を行ったときや、実習を継続することにより、市の業務に支障が生じ、またはそのおそれがあるときなどは、実習を中止することができる。この場合、甲は乙に対してその旨を通知するものとする。

(個人情報の取扱い)

第5条 甲は、インターンシップ実施に際し知り得た実習生の個人情報について、インターンシップに関する以外に使用しないものとする。

(実習中の事故に係る責任等)

第6条 乙および実習生は、実習期間中の事故に備え、傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意または過失により甲に損害を与えたときは、乙および実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙および実習生は、当該賠償により甲が被った損害の補填をしなければならない。

